

企業立地に係る水環境影響評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 米子市と鳥取県とは、誘致企業であるニッポン高度紙工業株式会社(以下「誘致企業」という。)米子工場の新設に係る地下水の採取について検討し、及び当該採取が箕蚊屋平野地域(以下「本地域」という。)の水環境に与える影響について評価することを目的として、企業立地に係る水環境影響評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本地域において保全すべき水環境の要素の把握
- (2) 揚水が本地域の水環境に与える影響の有無に関する評価
- (3) 本地域の水環境に与える影響の評価を行うために必要とする環境調査の提案
- (4) 本地域における水環境の保全に対する提案
- (5) 前各号に掲げるもののほか委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、米子市長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員の任期は、委嘱のあった日からその任務が終了する日までとする。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、米子市長が招集する。

- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 委員会は、必要に応じて、専門の技術者による調査等を、米子市若しくは鳥取県又は第三者に実施させることができる。

(事務局)

第5条 委員会に関する事務を処理するため、米子市及び鳥取県は、共同して、米子市経済部経済戦略課に事務局を置く。

(事務局の業務等)

第6条 事務局は、委員会が所掌する事務に必要な調査並びに資料の収集、整理及び提供を行う。

- 2 事務局は、委員会の運営に関し、必要に応じ、委員以外の学識経験者、専門の技術者、関係機関又は誘致企業から資料の提供又は意見を求めることができる。

(公開又は非公開の決定)

第7条 委員会の議事は、原則として公開とする。ただし、公開することにより第三者に不利益を及ぼすおそれがある場合その他委員会の運営に支障が生じるおそれがある場合は、委員会の同意をもって公開しないことができる。

(規定外事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、米子市と鳥取県とが協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

【委員名簿】

氏名	役職等	備考
道上 正規	とっとり総研 理事長 鳥取大学 名誉教授	河川工学
檜谷 治	鳥取大学 教授	地下水水理学
藤村 尚	鳥取大学 名誉教授	土質工学
小玉 芳敬	鳥取大学 教授	自然地理学
香川 敬生	鳥取大学 教授	地圏環境工学